

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：神河町水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業(上水道事業)		
事業開始年月日	昭和37年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	神河町	職員数* (H19. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	229円 (H18上水道)	公営企業債現在高 (百万円)	2,979
	109円 (H18簡易水道)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
累積欠損金 (百万円)		財政力指数*	0.531
不良債務 (百万円)	0	実質公債費比率* (%)	21.5 (H19)
資金不足比率 (%)	0	経常収支比率* (%)	94.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年11月7日 合併前市町村：神崎町、大河内町] 平成19年4月1日より旧大河内町特別会計を旧神崎町企業会計（法適）へ移行している。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	神河町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	神河町長 足立理秋
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画(平成19年度～平成28年度)
公表の方法等	町HP、広報等。議会への説明「産業建設常任委員会への報告」
基本方針	<p><施設改良> クリプトスポリジウム等病原性微生物対策として、浄水施設は膜ろ過施設や急速ろ過浄水設備の整備を進め、緩速ろ過浄水場(2箇所)には、原水・浄水濁度計や自動取水制御装置、残留塩素計等を設置し、常時浄水濁度0.1度以下を確保し、併せて中央監視体制を強化することにより安全で良質な水道水の安定供給に努めている。来年度(平成20年度)にはクリプト対策等関連工事がすべて完了する。</p> <p><水道事業会計> 今後は水道会計健全化に向け、滞納者には給水停止等の措置を講ずるなど更に未収金の回収を強化します。また漏水調査を実施し、早期発見、早期修繕により、より一層有収率の向上を目指す。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	198	229	25	452
	補償金免除額	30	58	4	92
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債(簡易水道事業)	198,029	228,896	25,136	457,862
合 計 (A)		198,029	228,896	25,136	457,862
※上記のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		198,029	228,896	25,136	457,862

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>簡易水道施設の改良により給水原価が高額となっている。旧神崎町は、住民に安全な水を供給すべく、平成12年からクリプトスポリジウム対策に取り組み、水道施設の更新時期とも重なり「急速ろ過」施設や「膜ろ過」施設の整備をし、平成15年には旧神崎町エリアではクリプト対策がすべて完了しました。また合併後、旧大河内町エリアでも遅れているクリプト対策を鋭意実施し、来年度で新町すべてのクリプト対策(0.1以下の浄水濁度)の施設整備が完了します。さらに広範囲に点在する施設を一箇所でも監視できるように集中監視システム体制を強化しました。これにより、水質及び施設を合理的に管理できるようになりましたが、以上のような大規模な設備投資により給水原価が高くなっております。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 給与水準・定員管理の適正化</p> <p>料金回収率は、平成17年度の類似団体91.6%に比べ、神河町は66.3%と低く、その後18年度70.9%、今年度は、旧大河内町簡易水道が法適化され、会計が一本化されるため75.9%まで改善する。しかし、類似団体と同等の料金回収率の向上を図るためには、今後更なる職員数の純減が必要である。</p>
	<p>課 題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>累積欠損額は、平成18年度末で107,787千円と年々増加している状況。累積欠損金比率は、17年度で類似団体15.6%に対し、58.7%で非常に高い。また、同じく17年度で給水収益に占める企業債利息(類似団体20.0%、神河町43.9%)や減価償却費(類似団体39.6%、神河町62.4%)の割合も類似団体と比較して高い。今後は累積欠損金の解消等のため、維持管理費等の経費節減を図らなければならない。</p>
	<p>課 題 ③</p>
留意事項	<p>神河町では、現在、水道料金を改定することが非常に困難になっている。その理由として、下水道料金の改定を(2段階に分けて)実施する予定であるということ。さらに近隣の市町と比較しても、すでに一段高い水道料金設定となっていることがあります。よって、上下水道料金ともに上げることは、住民理解が困難。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		136	114	111	101	109					
	(1) 営 業 収 益 (B)		136	114	111	101	109					
	ア 料 金 収 入		111	108	108	99	107					
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		6	6	3	1	1					
	ウ そ の 他		19	0	0	1	1					
	(2) 営 業 外 収 益		0	0	0	0	0					
	ア 他 会 計 繰 入 金		0	0	0	0	0					
	イ そ の 他		0	0	0	0	0					
	2 総 費 用 (D)		119	114	107	96	69					
	(1) 営 業 費 用		93	87	80	69	43					
	ア 職 員 給 与 費		36	36	36	34	24					
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0					
	イ そ の 他		57	51	44	35	19					
	(2) 営 業 外 費 用		26	27	27	27	26					
ア 支 払 利 息		26	27	27	27	26						
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0						
イ そ の 他		0	0	0	0	0						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		17	0	4	5	40						
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		24	15	18	15	74					
	(1) 地 方 債		22	6	9	0	63					
	(2) 他 会 計 補 助 金		0	7	1	8	7					
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0					
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0					
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		0	0	0	0	0					
	(6) 工 事 負 担 金		1	1	1	1	0					
	(7) そ の 他		1	1	7	6	4					
	2 資 本 的 支 出 (G)		32	24	22	20	94					
	(1) 建 設 改 良 費		21	13	10	6	68					
	ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0					
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		10	10	11	12	24					
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0					
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0					
(5) そ の 他		1	1	1	2	2						
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-8	-9	-4	-5	-20						

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	103.9	101.4	72.8	77.7	85.7	89.4	90.8	93.1	94.2	99.1	
総収支比率(法適用) (%)	108.6	104.7	80.7	84.2	93.0	92.3	93.5	95.5	96.0	100.3	
経常収支比率(法適用) (%)	108.6	104.7	80.7	84.2	93.0	92.3	93.5	95.5	96.0	100.3	
営業収支比率(法適用) (%)	115.4	116.7	93.7	98.1	105.5	98.9	102.3	104.8	104.4	104.8	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	7.4	1.9	34.8	58.6	66.3	50.9	59.5	65.4	70.9	70.8	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	28.1	27.3	17.0	17.5	19.1	17.5	16.0	16.4	16.2	18.8
	うち基準内繰入金 (%)	28.1	27.3	17.0	17.5	19.1	17.5	16.0	16.4	16.2	18.8
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)						27.7	36.9	95.8	96.0	97.6
	うち基準内繰入金 (%)						27.7	36.9	95.8	96.0	97.6
	うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>○平成19年4月1日に旧大河内町簡易水道が法適化され、会計が一本化されたため料金回収率は約5ポイント改善(75.9%)。</p> <p>○料金収入は、人口の自然減により毎年130万円の収入の減少を見込んでいる。(人口減少率を0.5%と見込んでいる)</p> <p>○料金収入は、徹底した未収金回収の強化により、滞納金収入の10%の向上を図る。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>○簡易水道事業の建設改良費に伴う企業債元利償還金の2分の1及び簡易水道事業の高料金対策に要する経費(H19年:28百万円、H20年:23百万円、H21年:25百万円、H22年:26百万円、H23年:26百万円)を他会計繰入金でもって見立てる。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>○平成12年度より取り組んできたクリプトスポリジウム対策と施設の更新が、平成20年度(来年度)をもって新町においてすべて完了する。よって、今後、10年先の平成30年頃までは大規模な施設整備事業はない。</p> <p>○資産売却等による収入の見込みはない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>○平成19年度9月末に嘱託職員1名減、平成20年度に管理職1名減。</p> <p>○漏水調査による漏水修理により有収率の向上を図り、平成18年度に84%だった有収率を平成24年度には90%とする。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成17年11月7日に合併(旧神崎町・旧大河内町)して、当然、職員数は多い状況にある。今後は退職者の補充を極力制限し、職員の削減を図っていく。しかしながら、長年において旧2町ともに職員採用を見送ってきたなか現状20歳代の職員がいないことから、今後は職員の採用も考慮していかなければならない現状がある。現在、定員適正化計画では、平成23年までにおいて約20名の減を目標に定員管理を図っていく予定である。特に、神河町行財政改革実施計画(集中改革プラン)では、平成18年度187人から平成22年度172人に削減する。平成23年度以降も神河町定員適正化計画により職員を減員し、経費の削減を図っていく。上下水道課の上水道担当職員についてもⅡの課題①を解消すべき対応策として、平成13年度より職員を減員し、経費の削減を図っている。平成19年4月1日現在の水道事業職員数は、6人です。今後は、平成19年度10月以降に嘱託職員を1名解雇(効果額220万円)。平成20年に職員1名を退職不補充にて削減(効果額1000万円)し、職員数の純減や人件費総額の削減を図る。</p> <p>Ⅱの課題①を解消すべく対応策として、職員の給与関係については、すべて人事院勧告どおりに実施している。当然、地域手当については無支給である。</p> <p>Ⅱの課題①を解消すべく対応策のひとつとして、町村会準則に基づき、県下12町と調整し、行政職俸給表(二)を引用し、2級制にしており、昇格制度はない。なお、技能労務職員の給与の現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針の公表については、国の基準に準じた内容により、平成20年3月末までに行う。</p> <p>Ⅱの課題①を解消すべく対応策のひとつとして、定年退職、普通退職においては、特昇は実施していない。ただし、勧奨退職の場合、退職の日の前3ヶ月以内について、特昇させることができるとしている。合併をして2年となりますが、まだまだ職員数が多い状況であり、適正な職員数にするため勧奨退職を積極的に募っている段階であり、それを促すため昨年勧奨退職の場合のみにおいて特昇することを規定したばかりである。今後、適正な職員数となったときには、廃止に向け取り組む。</p> <p>福利厚生事業については、現在実施していない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用 	<p>Ⅱの課題②の「経費の削減」の対応策として、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、最少の費用で最大の効果をあげることを基本としていく。維持管理の一つである水道管故障修理については、工技員(1名)を中心に大きな工事でない限り、直営で修理し維持管理に努めている。さらに、水道施設設計装設備保守管理委託料について不要不急のものについては精査する。また、施設については集中監視システムの導入により、集中管理している。</p> <p>現在、検針について、外部委託をしている。Ⅱの課題②の対応策としてそのほかに職員が行っている業務でも、民間委託したほうが効率的なものについては積極的に外部委託し、職員の削減に努める。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	IIの課題②を解消すべく対応策のひとつとして、平成14年度と平成17年度の合併時に料金改定している。すでに近隣市町と比較しても一段高い料金設定となっており、これ以上の値上げは考えていない。なお、料金回収率(18年度:70.9%)が低い ¹ が19年度に企業会計への会計の統合(75.9%)、その後は職員の減など合理化を図っていき、平成23年には類似団体と同率(91.6%)の料金回収率へと改善していく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	町ホームページ、広報などにて公表。議会への説明「産業建設常任委員会への報告」
○ 行政評価の導入	第1次長期総合計画策定時に設定された指標などに基づく事業評価(行政評価システム)を構築し、PDCAサイクルによる事業評価を行い、次年度以降の予算編成の根拠として活用していく。最終的には、内部評価及び外部評価を導入し、住民が参画できるシステムの構築を図る。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>○平成17年11月7日の合併(旧神崎町、旧大河内町)の際にすでに職員を3名減員し、経費を削減。 ○今年度19年9月末に嘱託職員1名の減員(効果額220万円)。 ○平成20年度に管理職1名の減員(効果額1000万円)し、経費を削減。 ○職員の給与関係については、すべて人事院勧告どおりに実施し、地域手当など諸手当は、今後も無支給とする。 ○合計1,200万円の経費を削減します。</p> <p style="text-align: right;">} [IV-1]</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>○民間委託などによる経営効率化や公営企業会計への統合により料金の適正化を図ります。[IV-2、-3] ○滞納者への給水停止等の措置を講ずるなどして、年3回の滞納整理強化月間による収納強化します。[IV-3] ○施設の維持管理の一つである水道管故障修理については、工技員(1名)を中心に大きな工事でない限り、直営で修理し、最小の費用で最大の効果を挙げることを基本に工事コストを削減します。[IV-2] ○料金回収率については、今後も職員減などの合理化を図り、平成30年度までに料金回収率80%へと改善していく。[IV-2、-3] ○一般会計からの基準内繰入により繰越欠損金の早期に解消を図る。[IV-3] ※工事コストについての改善額は、施設改良工事費等に伴うものである。[V-2-(1)-①【経費の削減】の工事コストの改善額の説明] ※18年度維持管理費に記載の改善額18百万円は、合併により旧大河内町の施設管理のうち外部に委託して管理していた施設を一部直営にしたことによる施設管理費の減である。[V-2-(1)-①【経費の削減】の維持管理費等の改善額の説明]</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>○水道事業は、収益的・資本的収入分において、一般会計繰入金を基準内繰入で行っており、今後も基準外繰出を予定せず、市場原理に基づく経営を行う独立採算制を基本とする。[IV-3] ※一般会計負担金の額の平成19年度改善額が大きいのは、平成18年度の法非適の実繰入金が少ないためである。[V-2-(1)-①【収入の確保】の一般会計負担金の改善額の説明]</p>
4 その他	<p>○議会への説明はもちろんのこと、町ホームページや広報、ケーブルテレビ(H21年4月より旧大河内町を含め全町化)などにて情報公開。[IV-4] ○行政評価は、内部評価及び外部評価を導入し、住民が参画できるシステムを平成23年までの早期構築を目指します。[IV-4]</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてむ

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
2	料金改定率	12.8	0	0	2.6	0		0	0	0	0	0		
	改善額(料金の適正化)※1	34	34	34	41	41	184						0	
2	未収金の徴収対策													
	改善額							1	2	2	3	3	11	
2	一般会計負担金の額	67	67	34	43	47		75	75	75	75	101		
	改善額(負担金の確保等)	0	0	0	工事費の増に伴う9	工事費の増に伴う4	13	会計統合により法適化28	28	28	28	実績入額の増54	166	
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	73	73	74	65	51		49	38	38	38	38	38	
	改善額	5	5	5	14	28	57	2	13	13	13	13	54	
	給与水準							地域手当3%-0%に削減						
	改善額							1	1	1	1	1	5	
	その他(職員削減)	職員1名削減73	73	74	職員1名削減65	職員2名削減51	57	嘱託員1名減(10月-)49	職員1名削減38	38	38	38	38	
	改善額	5	5	5	14	28	57	1	12	12	12	12	49	
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数(人)	9	9	9	8	6		6	5	5	5	5	5	
	増減数(人)	-1	0	0	-1	-2	-4	0	-1	0	0	0	-1	
2	維持管理費等	施設管理費の減	施設管理費の減	施設管理費の減	施設管理費の減	施設管理費の減		52	52	52	52	52	52	
	改善額(適正化)	11	6	1	0	18	36						0	
2	工事コスト※2		水道管移設工事の減	水道管敷設工事の減	施設改良工事の減									
	改善額(縮減額)		40	16	2	58							0	
	累積欠損金比率	7.4	1.9	34.8	58.6	66.3		50.9	59.5	65.4	70.9	70.8		
	増減		-6	33	24	7		-26						
	企業債現在高	3,035	3,141	3,084	3,021	2,979		2,853	2,735	2,611	2,483	2,350		
	増減		106	-57	-63	-42		-126	-118	-124	-128	-133		
							計画前5年間改善額 合計	348					改善額 合計	231
													(参考) 補償金免除額	92

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	8	8	8	8	8	13	13	13	13	13
年間総有収水量(千m ³)	740	710	706	704	705	1,158	1,153	1,148	1,143	1,138
公称施設能力(m ³ /日)	2,565	2,565	2,692	2,692	2,692	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029
1日最大配水量(m ³ /日)	2,565	2,565	2,692	2,692	2,692	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029
最大稼働率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
供給単価(円/m ³)	215	216	217	220	227	228	228	228	228	228
給水原価(円/m ³)	207	213	298	283	265	255	250	245	242	230

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道の統合については、平成19年度に会計を1本化し、企業会計として統合しました。ただし、施設の統合については、地形的条件等により多額の費用を要し、又、財政状況の厳しい時期にある為、しばらく統合の予定はないが、今後の統合に向けて検討を行う。